

【フリーランス新法】

政令・規則・ガイドラインが公表! 施行が迫るフリーランス新法への実務対応に向けて



大江橋法律事務所
弁護士/ニューヨーク州弁護士
小田 勇一

▶ PROFILE

yuichi.oda@ohebash.com



大江橋法律事務所
弁護士/ニューヨーク州弁護士
高田 真司

▶ PROFILE

shinji.takada@ohebash.com

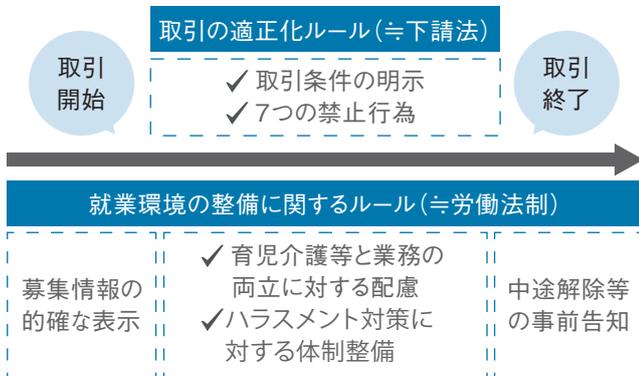
第1 はじめに

昨年(2023年)5月12日に公布された特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(以下「フリーランス新法」又は「法」といいます。)が、いよいよ本年(2024年)11月1日から施行されます。個人の働き方の多様化の進展等に伴い、企業がフリーランスと取引する機会も増え、どの企業にとっても、フリーランス新法への対応は避けられません。

2024年11月1日からの施行に向け、同年4月12日、フリーランス新法の関連政令、規則及びガイドライン(案)がパブリックコメントに付され、その結果注1を踏まえ同年5月31日に一部変更等の上で成案(以下「フリーランス新法関連政令等」といいます。)が公表されました注2。

本稿は、フリーランス新法関連政令等も踏まえ、①フリーランス新法が適用される取引はどのような取引か、②取引の適正化ルールの内容、及び③就業環境の整備に関するルールの内容について、下請法や労働法制と対比しつつ概観し、企業にとって新たに留意すべき事項が何かを解説いたします。

【フリーランス新法の全体像】



第2 適用対象取引

【Point】

- フリーランス新法では、これまで下請法の適用対象外であった委託取引も、適用対象となるケースが出てきます。特に、役務の業務委託に対する適用範囲が広がります。
- 施行日(2024年11月1日)後に行われる業務委託から同法の対象となります注3。

(1) 概要

フリーランス新法の適用対象取引は、①「特定業務委託事業者」と「特定受託事業者」との間の②「業務委託」取引です。取引当事者の属性と取引の内容の2つの要件から構成されています。

まず、取引当事者の属性(①)の点です。同法は、業務の受注者側に立つフリーランスのことを「特定受託事業者」と呼び(以下「フリーランス」といいます。)、それを個人(「従業員」なし)及び一人法人(代表者以外の役員及び「従業員」なし)と定義し、他方で、業務の発注者に当たる「特定業務委託事業者」を「従業員」がいる個人又は法人(2人以上の役員、又は「従業員」がいる)としています(法2条1項及び6項)。ここでいう「従業員」は、

注1 「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行令(案)」等に対する意見の概要及びそれに対する考え方(以下「パブコメ結果」といいます。)

注2 なお、2024年1月に公正取引委員会の「特定受託事業者に係る取引の適正化に関する検討会」報告書が、同年5月に厚生労働省の「特定受託事業者の就業環境の整備に関する検討会」報告書が出されています。

注3 パブコメ結果2-1-4。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

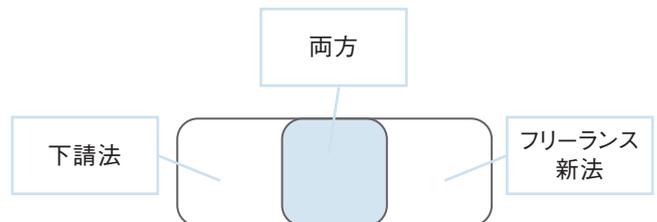
原則として、1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ継続して31日以上雇用されることが見込まれる労働者をいいます^{注4}。下請法が、資本金基準に従い「親事業者」と「下請事業者」を定義するのと異なり、フリーランス新法では、「従業員」の使用の有無という発注者側からは見えにくい事情により適用が分かれ得ます。そのため、発注者側に立つ企業としては、取引基本契約書又は発注書等において、フリーランスに対し「従業員」の使用の有無・内容に関する表明保証や通知義務を入れておくことが考えられます^{注5}。

次に、取引内容⁽²⁾の点です。フリーランス新法の「業務委託」とは、製造委託(加工を含む。)^{注6}、「情報成果物」^{注7}の作成委託及び役務提供委託です(法2条3項)。下請法の役務提供委託と異なり、フリーランス新法の役務提供委託は、役務の再委託の場合に限らず、自らの事業に用いる役務の委託も含まれること^{注7}、下請法にあった建設工事の適用除外もないことから^{注8}、その適用範囲は広範であり、これまで下請法対応をしてきた企業もそうでない企業も新たな対応が必要となります^{注9}。また、フリーランス新法の製造委託及び情報成果物作成委託の定義は包括的であり、下請法の「製造委託」又は「情報成果物作成委託」に該当しない同種の取引(自家使用・自家消費品の製造委託/作成委託)がフリーランス新法の製造委託又は情報成果物作成委託に該当し得ることに留意が必要です^{注10}。

なお、フリーランスには明示的に修理委託の類型がありませんが、下請法における修理委託はフリーランス新法の役務提供委託に含まれます^{注11}。

(2) 下請法との重畳適用

委託先が個人(「従業員」なし)及び一人法人(代表者以外の役員及び「従業員」なし)の場合、下請法及びフリーランス新法の双方の適用が考えられます。この場合、両法が定める記載事項を併せて一括で示すことで足りる。



フリーランス新法と下請法のいずれにも違反する行為については、原則として、フリーランス新法を優先して適用し、フリーランス新法8条に基づく勧告の対象となった行為について、重ねて下請法7条に基づく勧告はしないとされています^{注12}。

第3 取引の適正化に関するルール

【Point】

- フリーランス新法における取引の適正化に関するルールは、一部の違いを除き、下請法と同じです。そのため、下請法遵守体制を整備している企業は、下請法遵守体制をベースとして、フリーランス新法の適用対象取引の確認・洗出しと発注書面・取引基本契約書の若干の変更などを行うことで、同法への対応を効率的に行えます。

^{注4} 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方(以下「解釈ガイドライン」といいます。)第1部1(1)及び4。

^{注5} 発注時点又は更新時点で、受注事業者がフリーランス(「特定受託事業者」)に該当しない場合は、当該業務委託にはフリーランス新法は適用されません(パブコメ結果1-2-10)。

^{注6} 「情報成果物」の範囲は下請法と同じです(法2条4項、下請法2条6項)。

^{注7} 解釈ガイドライン第1部1(2)ウ(ア)。

^{注8} したがって、フリーランス新法と建設業法の双方が適用される場合が生じます(パブコメ結果4-6)。

^{注9} ただし、取締役、監査役等や委任型の執行役員との委任契約は、フリーランス新法の「業務委託」に該当しません(パブコメ結果1-2-29)。

^{注10} 下請法2条1項及び3項とフリーランス新法2条3項1号との対比。

^{注11} フリーランス新法に関するQ&A2-2。

^{注12} 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律と独占禁止法及び下請法との適用関係等の考え方。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

(1) 手続的なルール

ア 取引条件の明示

業務委託事業者^{注13}は、フリーランスに対し「業務委託」をした場合、直ちに、書面又は電磁的方法（電子メール、ショートメッセージサービス等を含む。）により必要的記載事項を明示する必要があります（法3条1項、公正取引委員会関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則（以下「公取委関係規則」といいます。）1条）。下請法の3条書面の交付義務と相当する義務であり、3条通知と呼ばれます。

当該必要的記載事項は、デジタル払いの記載が加わったこと（公取委関係規則1条1項11号）、原材料支給に関する記載事項が除かれたことを除けば、下請法の必要的記載事項と同様です。違約金等の定めは必要的記載事項として見送られました。

「算定方式」による報酬額の記載方法、正当な理由により3条通知に記載できない事項がある場合の対応方法や各業務委託に共通の事項の記載方法については、下請法と同様です（法3条1項、公取委関係規則1条3項及び4項、同規則3条及び4条、解釈ガイドライン第2部第1(3)キ(ア)、ケ及びコ）。

なお、下請法の場合と異なり、フリーランス新法は電磁的方法による取引条件の明示につきフリーランスの同意を取る必要はありません。それに代わり、電磁的方法により取引条件の明示を行う場合、フリーランスから書面の交付を求められたときは、一定の場合を除き、書面を交付する必要があります（法3条2項、公取委関係規則5条2項）。

イ 報酬の支払期日

特定業務委託事業者は、フリーランスに対し、給付を受領した日（役務提供委託の場合は、役務の提供を受けた日）から起算して60日以内（受領日を含んで計算）に、報酬の支払

期日を定める必要があります（法4条）。この受領日に関する考え方は、下請法のそれと同様です（解釈ガイドライン第2部第2の1(1)、下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準第4の2等）。

下請法と異なる点としては、再委託の場合における支払期日の例外があります（法4条3項及び4項）。特定業務委託事業者が他の事業者から業務委託を受け（元委託業務）、当該業務の全部又は一部をフリーランスに対し再委託する場合、当該再委託に係る報酬の支払期日は、元委託業務の支払期日から記載して30日以内に定めることができます^{注14}。ただし、3条通知の書面等に、再委託である旨、元委託者の商号、氏名若しくは名称等、元委託業務の対価の支払期日を記載する必要があります（法4条3項、公取委関係規則1条2項及び6条）。

ウ その他

フリーランス新法には、下請法と異なり、取引経過を記載する書面（下請法5条書面に相当する書面）の作成及び保存義務、下請法4条の2に相当する遅延利息の定めはありません。

(2) 禁止行為

特定業務委託事業者がフリーランスに対し1か月以上の期間の「業務委託」をした場合には、特定業務委託事業者は、7つの禁止行為（受領拒否の禁止、報酬の減額の禁止、返品禁止、買いたたきの禁止、購入・利用強制の禁止、不当な経済上の利益の提供要請の禁止、不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止）を行ってはならないとされています（法5条、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行令（以下

注13 なお、フリーランス新法は、取引条件の明示義務に限り、特定業務委託事業者に限らず、あらゆる業務委託事業者（フリーランスが委託者になる場合も含みます。）に対し同義務を課しています。

注14 元委託業務の対価の支払が元委託業務の対価の支払期日より前倒しで行われた場合であっても、再委託の報酬の支払期日が前倒しになるものではありません（解釈ガイドライン第2部第2の1(2)イ(ア)）。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

「施行令」といいます。)1条)。当初想定されていた契約期間より短く、1か月以上の「業務委託」(契約の更新により1か月以上となった場合を含みます。)であれば上記禁止行為が及ぶことになりました注)15。

上記7つの禁止行為の具体的な内容は、基本的に下請法のそれと同じです(解釈ガイドライン第2部第2の2(2)、下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準第4等)注)16。

下請法と異なり、フリーランス新法の禁止行為には、支払遅延の禁止、有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止、割引困難な手形の交付の禁止がありません(法5条、下請法4条参照)注)17。

第4 就業環境の整備に関するルール

(1) 募集情報の的確な表示

【Point】

- フリーランスの募集に関する情報(業務内容、従事場所、報酬等)について、虚偽表示等が禁止され、かつ、正確かつ最新の内容に保つことが求められます。

特定業務委託事業者は、広告等により、業務委託に係るフリーランスの募集に関する情報を提供するときは、当該募集情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示(以下「虚偽表示等」といいます。)をしてはなりません(法12条1項)。これは、求人等の情報に係る職業安定法(以下「職安法」といいます。)5条の4に類した規定です。

ここで虚偽表示等が禁止されるのは、①業務の内容、②業務に従事する場所、期間又は時間に関する事項、③報酬に関する事項、④契約の解除(契約期間の満了後に更新しない場合を含む。)に関する事項、⑤フリーランスの募集を行う者に関する事項です(施行令2条)。フリーランス新法が求めるのは、あくまで虚偽表示等を行わないことであり、これらの情報を明示すること(職

安法5条の3参照)まで求められるわけではありません。ただし、法15条に基づき定められた指針注)18は、特定業務委託事業者が広告等によりフリーランスを募集するに当たっては、可能な限り、これらの募集情報を含めて提供することが望ましいとしています(指針第2の5)。

誤解を生じさせる表示を避けるという観点では、募集の主体、報酬額及び職種又は業種が実際と齟齬しないようにすることに加え、フリーランスの募集と労働者の募集(更には請負契約等による受注者の募集)が混同されないように留意する必要があります(指針第2の3(2)、パブコメ結果3-1-19)。

また、上記の情報については、正確かつ最新の内容に保つことが求められます(法12条2項)。例えば、募集の終了又は募集内容の変更があれば、速やかに情報提供を終了又は変更する、情報提供に当たっては、その情報の時点を明らかにするといった措置を講じる必要があります(指針第2の4)。

(2) 妊娠、出産若しくは育児又は介護に対する配慮

【Point】

- 6か月以上の期間行う(又は契約の更新により6か月以上の期間継続して行うこととなる)業務委託の相手方であるフリーランスについては、その者の申出があれば、育児介護等に応じた必要な配慮を行わなければなりません。
- 申出内容を実現しない場合には、その理由の説明が必要となります。

注)15 1か月という期間の始期及び終期、更新の際の契約の同一性の判断は、紙面の制約上省略いたします。解釈ガイドライン第2部第2の2(1)をご参照ください。

注)16 なお、昨今話題になることが多い労務コストの上昇と買いたたきの問題ですが、フリーランス新法においてフリーランスはそもそも「従業員」を雇用しない者とされています。そのため、当該「従業員」に該当しない臨時の労働者等をフリーランスが使用している場合に、当該労務コストの上昇と買いたたきの問題が生じます(パブコメ結果2-3-51)。

注)17 報復措置の禁止は、法5条には定めがありませんが、同法6条3項で禁止されています。

注)18 「特定業務委託事業者が募集情報の的確な表示、育児介護等に対する配慮及び業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講ずべき措置等に関して適切に対処するための指針」。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィス構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

特定業務委託事業者は、継続的業務委託の相手方であるフリーランスの申出に応じて、当該フリーランス(法人である場合には、その代表者)が妊娠、出産若しくは育児又は介護^{注19}(以下「育児介護等」といいます。)と両立しつつ業務に従事できるよう、その者の育児介護等に応じた必要な配慮をしなければなりません(法13条1項)。また、継続的業務委託以外の業務委託の相手方であるフリーランスからの申出に関しても、そうした配慮を行う努力義務を負います(同条2項)。

「継続的業務委託」とは、6か月以上の期間行う(又は契約の更新により6か月以上の期間継続して行うこととなる)業務委託をいいます(施行令3条)。基本契約に基づいて業務委託を行う場合は、その基本契約の締結日から終了日までの期間が6か月以上あれば、これに該当します。また、契約の更新による場合には、①契約当事者が同一で、給付又は役務提供の内容が一定の同一性を有し、②空白期間が1か月未満であれば該当するとされています(指針第3の1(3))^{注20}。

ここで必要とされる「配慮」は、①フリーランスの申出を受けた場合に、その内容等を把握すること、②配慮の内容又は取り得る選択肢を検討すること、③配慮を実施する場合には、その内容を伝達して実施すること、④やむを得ず配慮を実施しない場合には、その旨を伝達し、その理由についてもわかりやすく説明することとされています(指針第3の2)。

配慮の実施例としては、妊婦健診がある日について、打合せの時間を調整してほしいとの申出に対し、調整した上でフリーランスが打合せに参加できるようにすること、妊娠に起因する症状により急に業務に対応できなくなる場合について相談したいとの申出に対し、そのような場合の対応についてあらかじめ取決めしておくこと、子の急病等により作業時間を予定どおり確保することができなくなったことから、納期を短期間繰り下げることが可能かとの申出に対し、納期を変更すること等が挙げられています(指針第3の2(2))。

育児介護休業法が、労働者について画一的な休業制度を定

めるのとは異なり、フリーランス新法は、フリーランスからの、個別の申出に応じて、上記のような配慮をすることを求めています。もちろん、申出には多様なものが含まれると考えられ、そのすべてを必ず実現することが要求されるわけではありません。ただし、実現しない場合には、上記のように、その理由の説明が求められています。

指針では、育児介護等に対する配慮が円滑に行われるようすべく、こうした配慮の申出が可能であることや、その際の窓口・担当者、手続等を周知することが望ましいとされており(指針第3の2(1))、後述するハラスメント相談窓口等とあわせて、フリーランスとの業務委託契約等に、こうした内容を記載することも考えられます。

(3) 業務委託に関于行われる言動に起因する問題に関して 講ずべき措置等

【Point】

- フリーランスについても、労働者に関して求められる各種ハラスメントへの措置と同様の措置を行うことが義務付けられます。

特定業務委託事業者は、業務委託に関于行われるセクシャルハラスメント、妊娠、出産等に関するハラスメント及びパワーハラスメントに当たる言動により、特定受託業務従事者(フリーランス個人及びフリーランスである法人の代表者)の就業環境を害する等の状況に至ることのないよう、その者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければなりません(法14条1項)。相談を行ったこと等を

注19 「育児」とは、小学校就学の始期に達するまでの子を養育することを指し、「介護」とは、要介護状態にあるフリーランスの家族の介護その他の世話をを行うことをいいます(指針第3の1(4)及び(5))。

注20 具体的なイメージは、第7回特定受託事業者の就業環境の整備に関する検討会の配布資料である「参考資料集」38頁の図を参照(<https://www.mhlw.go.jp/content/11901000/001211122.pdf>)。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

理由とする不利益な取扱いも禁止されます(同条2項)。

指針第4の2～4には、「業務委託における」各種ハラスメントの内容が記載されているところ、例えば、パワーハラスメントの内容について見れば、「職場における優越的な関係…」が「取引上の優越的な関係…」に置換され、また「契約内容に基づき成果物を納品したにもかかわらず正当な理由なく報酬を支払わないこと又は減額することを、度を越して繰り返し示唆する又は威圧的に迫ること」といった経済的な嫌がらせの内容が追記されるなどしているものの、基本的には、その内容は、労働者に対するハラスメントの内容に類したものと いえます。

そして、指針第4の5では、特定業務委託事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発や、相談に応じて適切に対応するために必要な体制の整備等が記載されており、こちらも、例えば、元委託事業者等との関係において行うことが望ましい取組等^{注)21}に係る記載がある点等に相違はあるものの、基本的には、労働者に対するハラスメントに関して使用者が講ずべき措置と同種の内容といえます。

これらを踏まえれば、特定業務委託事業者において、労働者に対するハラスメント関連規程及び相談体制等が整備されている場合には、基本的には、それに必要な調整を行ったものをフリーランスにも拡大して適用する、又はそれと同種の規程及び体制等をフリーランスのためにも追加的に設けるかたちで対応することが考えられます。

(4) 解除等の予告・理由の開示

【Point】

- 6か月以上の期間行う(又は契約の更新により6か月以上の期間継続して行うこととなる)業務委託の相手方であるフリーランスとの契約を解除しようとする場合には、原則として30日前までの予告に加え、フリーランスから求められれば、その理由の開示が必要となります。

特定業務委託事業者は、継続的業務委託(上記(2)参照)に係る契約の解除をしようとする場合(契約期間の満了後に更新しない場合を含む。)には、当該契約の相手方であるフリーランスに対し、原則として、30日前までに予告しなければならず、また、契約終了日までに請求を受けた場合には、契約解除の理由を開示しなければなりません(法16条1項及び2項)。これらは、労働契約の解雇に係る労働基準法(以下「労基法」といいます。)20条及び22条等に類する規定です。解除等の予告及び理由の開示は、いずれも①書面交付、②ファクシミリ、③電子メール等の送信のいずれかの方法による必要があります(解釈ガイドライン第3部4(3)及び(5))。

対象となる「継続的業務委託」については、上記(2)で述べたとおり、6か月間の継続が基本とされます。また、「満了後に更新しない」場合で予告義務の対象となるのは、その意思をもって当該状態になった場合をいい(解釈ガイドライン第3部4(2))、期間満了後に次の契約の申込みを行えるか否かが明らかでないような場合は直ちには該当しないとされるものの、次の契約の申込みを行わないことが明らかになった時点で、その旨を伝達することが望ましいとされています(同上)。

この予告義務については、災害その他やむを得ない事由により予告が困難な場合のほか、概要、次のような除外事由が定められており、これらに該当する場合には予告が義務付けられるものではありません(厚生労働省関係特定受託事業者に係る取引の適性化等に関する法律施行規則(以下「厚労省関係規則」といいます。))4条及び解釈ガイドライン第3部4(4))。

注)21 元委託事業者等にもハラスメント対策の重要性の理解を求めるとともに、それと連携してハラスメント対策を行うことが効果的とされています(指針第4の7(2))。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィス構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターにのみ依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

- 再委託の元となる業務委託契約の全部又は一部が解除され、当該再委託の大部分が不要となった場合その他の直ちに再委託に係る契約の解除(不更新を含む。)が必要と認められる場合
- 基本契約を締結して業務委託を行う場合、又は契約の更新により継続して業務委託を行うこととなる場合に、契約期間が30日以下である(当該基本契約に基づく)業務委託契約を解除しようとする場合
- 基本契約を締結している場合であって、フリーランスの事情により、相当な期間、当該基本契約に基づく業務委託をしていない場合
- フリーランスの責めに帰すべき事由により直ちに契約を解除することが必要と認められる場合注)22

また、理由の開示についても、その開示により、①特定業務委託事業者及びフリーランス以外の第三者の利益を害するおそれがある場合や、②他の法令に違反することになる場合(例えば、法律上の守秘義務に違反する場合など)には開示義務を負わないうこととされています(厚労省関係規則6条及び解釈ガイドライン第3部4(6))。

(5) 実務対応のまとめ

このように、就業環境の整備に関しては、①募集情報の的確表示、②妊娠、出産等への配慮、③ハラスメント防止措置、④解除等の予告及び理由の開示の4点が課題となります。フリーランスとの契約やその解除等は、法務や人事といった管理部門ではなく、実際に業務を委託される事業部門で行われていることも多いと思われ、そうした場合には、当該部署の方々にも、労働法制の一部がフリーランスにも拡大等されるという、この法律の内容を適切にご理解いただく必要があります。

また、特に上記③ハラスメント防止措置については、(企業の実情によっては、上記②妊娠、出産等への配慮についても、)

定の規程を整備し、相談窓口等を設置することが想定されるところであり、そうした規程等の整備及びその周知等についても、検討・準備を進めていただく必要があるかと存じます。

第5 おわりに

以上のとおり、フリーランス新法では、取引の適性化及び就業環境の整備という二つの側面から、それぞれ下請法及び労働法の一部の適用対象が拡大されており、また従来の法にはない新たな義務が設けられている部分もあります。

今般、関連する政令、規則、ガイドライン、指針等が整備され、その具体的内容が明らかになってきました。特定業務委託事業者にあたる各事業者においては、こうしたフリーランス新法関連政令等の内容を前提に、各社に個別の事情も踏まえて、同法に対する適切な対応を検討される必要があるでしょう。本稿が、そうした各社における検討の一助となれば幸いです。

以上

注)22 解釈ガイドライン第3部4(4)エでは、労基法20条1項の「労働者の責めに帰すべき事由」と同様に、業務委託に係る契約に定められた給付及び役務を合理的な理由なく全く又はほとんど提供しない場合や、一定の重大な経歴詐称等を行っていた場合、一定の刑法犯等に該当する行為があった場合、賭博・風紀紊乱等により業務委託に係る契約上協力して業務を遂行する者等に悪影響を及ぼす場合等が挙げられています。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。